**都が東卸のみを窓口とするのは違法である 2018.12.14熊本一規**

**１．補償を受ける者は経済的損失を受ける者**

本ＨＰの冒頭に次のように書きました。

　築地市場の豊洲移転に関しては、1998年12月に東京魚市場卸協同組合（略称「東卸」）の臨時総代会において「現在地（築地）再整備」が可決されたものの、2014年11月14日の東卸総代会において当時の伊藤淳一理事長が、1998年12月の臨時総代会の決議について「私のほうから白紙の宣言をさせていただく」と宣言し、それが拍手で承認されたことが豊洲移転の法的根拠とされています（詳しくは週刊金曜日2018年1月26日号掲載の永尾俊彦氏の論文を参照）。

　　添付ファイル　週刊金曜日（2018.1.26）

　　白紙宣言がなぜ移転の根拠になるかわけがわかりませんが、そもそも、事業を営んでいるのは仲卸業者の方たちであるのに、なぜ東卸が移転を決められるのでしょうか。

この文章を何故再掲したかと言いますと、東京都は、いまだに「東卸としか交渉しない」、「補償請求は東卸を通じて以外受け付けない」などと言っているからです。

しかし、補償を受ける者は「経済的損失を受ける者」ですから、個々の仲卸業者にほかなりません。東卸は仲卸業者を組合員とする協同組合であって、東卸自体が仲卸業を営んでいるわけではありませんので、補償を受ける者ではありません。

いいかえれば、営業権という財産権を持つのは仲卸業者であり、補償は「営業権(財産権)の侵害」に対して支払われるのですから、補償を受ける者は、個々の仲卸業者(営業権者)です。

**２．東卸には補償に関する何の権限もない**

　埋立事業の場合に漁協が補償の請求・受領を行なったり、補償契約を締結したりすることは珍しくありません。

　しかし、漁協は通常、漁業を営んでいませんから、補償を受ける者ではありません。

補償を受ける者は、事業によって経済的損失を受ける組合員です。

　ですから、水産庁は、次に掲げるように、漁協が補償契約を締結したり、補償金の請求や受領をしたりするには、組合員からの同意ないし委任状を取るようにとの通達を出しているのです。

①昭和四七年九月二二日漁政部長通達

埋立事業等に伴う漁業補償契約の締結にあたっては、**組合は関係する組合員全員の同意をとって臨むよう指導されたい**。

　　②昭和五一年三月一三日漁政部長通達

漁業協同組合が組合員の漁業に関する損害賠償の請求、受領及び配分を行うことは、組合という社会的公益的組織体の存立目的の範囲内の行為であり、組合の行いうる業務には含まれると解する。

　また、この場合において、関係海面においても**漁業を行っている組合員からの委任行為が必要**と解する

　いいかえれば、経済的損失を受ける組合員からの同意ないし委任状を取らない限り、漁協には、補償に関する何の権限もないということです。

　このことを東卸に即して言えば、仲卸業者からの同意ないし委任状を取らない限り、

東卸には、補償に関する何の権限もないということになります。

**３．損失補償は「個別払い」が原則**

　憲法29条に関して定められた「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第５条には、損失補償の原則として「個別払いの原則」が規定されています。次のようです。

　（個別払いの原則）

　第５条　損失の補償は、各人別にするものとする。

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて定められた「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」の第５条も全く同じ条文です。

**４．東卸しか窓口にしないのは違法**

東京都は、豊洲移転に伴う補償に関しては、東卸としか話さない、東卸しか窓口にしない、と主張しています。

しかし、補償を受ける者は個々の仲卸業者(営業権者)であり、東卸は、仲卸業者からの同意ないし委任状を取得して初めて補償に関して権限を持つのです。

仲卸業者からの同意ないし委任状を取得できるのは東卸に限りません。他の誰であっても、仲卸業者からの同意ないし委任状を取得すれば、補償に関する権限を持てます。

また、仲卸業者が誰に委任するかは、個々の仲卸業者が決められることです。

　したがって、営業権組合に委任する仲卸業者が居れば、営業権組合が補償に関する権限を持つことになります。また、**誰にも委任しない仲卸業者が居れば、その仲卸業者と補償交渉しなければなりません。**

　「補償に関して営業権組合とは話し合いを持たない」としている東京都は、「営業権(財産権)の侵害」という違法行為(憲法29条違反)を犯し、かつ自ら定めている「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」にも違反していることになります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上